

（配布先）

支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店
安全環境部長

鉄骨建方作業中の墜落災害防止について（再指示）

過日、他支店新築工事作業所において、鉄骨建方作業中に鳶工が5.3m墜落するという休業災害が発生しました。鼻、左頬、右肘の骨を折り、命に別状はなかったものの、重篤な災害になっても不思議ではない事案です。

胴縁ユニット（長さ10m×高さ5m、重量約750kg）を取付けるため、2階鉄骨梁（梁幅300）上で待機中、胴縁ユニットの表裏が違っていたため、反転させようとして交差する隣の梁へ移る際、移動先の梁上にいた作業員を避けて胴縁越しに斜めに渡ろうとして、足を踏み外し墜落したものと推定されます。（別紙参照）

当社では、経緯に違いはあるものの、鉄骨建方作業における安全帯の不使用に起因する同種の墜落災害が、今年度、5月、8月に続いて3件目が発生したことは、たいへん残念なことです。

また、所轄労働基準監督署からは、鉄骨の組立て等作業主任者が選任されていたものの、当日は別の有資格者が作業を指揮していたことを指摘・指導されました。

つきましては、鉄骨建方作業中の墜落災害防止に向け、下記事項を作業所関係者に周知徹底するよう改めて指示します。

記

1. 安全帯に頼らざるを得ない鉄骨建方作業については、作業主任者による安全帯の使用状況の監視を確実に実施させること（労働安全衛生規則第517条の5）
2. 2丁掛け安全帯の適切な使用が完璧にできるまで、安全帯試行設備を活用した教育を実施すること（次のような使用が望ましい）
 - ・常時2丁のフックを使用する
 - ・一方のフックを掛け、指差し確認ののち他方のフックを外す
 - ・2丁のフックの取扱いを片手で行う
3. 「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」の選任を遺漏なく実施し、その職務を適切に遂行させるよう取引業者を指導すること

以上

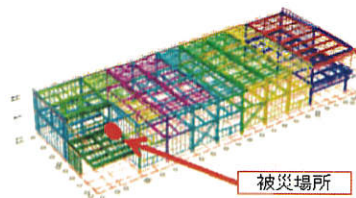
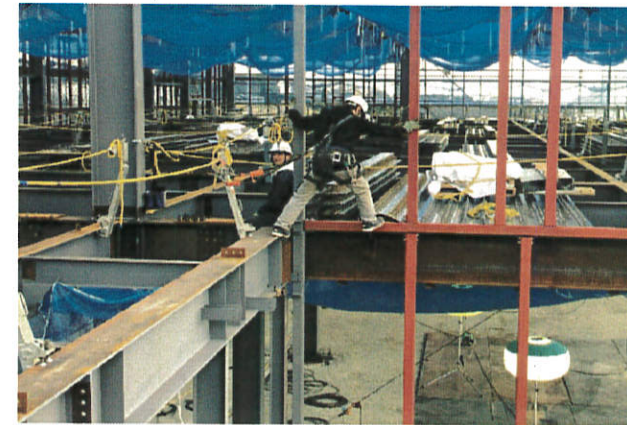
※安全帯は、安全帯（墜落制止用器具）と読み替える

※この事務連絡は、事務連絡21-41（令和4年1月4日発行）安全環境本部発行に基づき作成しました

(墜 落) 鉄骨建方作業時に鳶工が2階梁上より墜落

◇ 発生日時：2021年12月16日（木）午後2:00分頃

◇ 被災者： 鳶工 26 歳（所属 3次）経験 7年7ヶ月



墜落後状況

【発生状況】

被災者は、地上から5.3mの2階鉄骨梁(梁幅300)上で待機していて、ユニット組した胴縁(W10m×H5m、重量約750kg)をクレーンで吊りこんで取付けようとしたが、表裏が違ったので反転させようとして、隣の梁へ移ろうとした際、移動動線上にボルト入れ作業をしている人がいたため、とっさにフルハーネス二丁掛安全帯を外して渡ろうとして、足を踏み外し墜落した。(被災者本人へのヒアリング調査では、記憶が定かでないとのことで、フックを外して渡ろうとした理由は不明)

(鼻骨、左頬骨、右肘 骨折 休業見込日数 45 日)